

島根県立大学浜田キャンパス障がいのある学生支援会議運営規程

平成19年10月1日
島根県立大学規程第74号

(目的)

第1条 この規程は、島根県立大学・島根県立大学短期大学部障がい学生支援規程第7条第2項の規定に基づき、支援委員会として、島根県立大学浜田キャンパス障がいのある学生支援会議（以下「支援会議」という。）を置き、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。（組織）

第2条 支援会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副学長
 - (2) 学部長
 - (3) アドミッション委員会、キャリア委員会、保健管理委員会、学生生活委員会、教務委員会並びに事務局総務課、学務課、学生支援係及びアドミッション室（以下「支援組織」という。）からそれぞれ選出された者
- 2 支援会議に議長を置き、副学長をもって充てる。
 - 3 議長は、支援会議に関する学務を掌理する。
 - 4 支援会議に副議長を置き、学部長をもって充てる。
 - 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(業務)

第3条 支援会議は、次の業務を行うものとする。

- (1) 障がいのある学生の認定及び修学等支援方策の策定
 - (2) 支援組織が所管する事業の連絡・調整に関すること。
 - (3) 障がい者支援に関する教職員の意識啓発に関すること。
 - (4) その他障がい者の受入及び修学等支援方策の実施に関すること。
- 2 障がいのある学生の修学支援を円滑に実施するため、支援会議の下に、障がいのある学生ごとに、支援チームを置く。
 - 3 支援チームに関し必要な事項は、支援会議が別に定める。

(招集)

第4条 支援会議は、議長が前条の事項について審議する必要があると認めるときに招集する。

(構成員以外の者の出席)

第5条 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を支援会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務)

第6条 支援会議の事務は、入学前の学生についてはアドミッション室において、入学後の学生については学生支援課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、支援会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。